

主な事業として行われる貸付けの範囲が明らかに

令和4年度税制改正では、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度を含む制度の対象資産の範囲が見直されました。課税の繰り延べを目的として、自らが行う事業で使用しない少額資産（ローン、建設用足場等）を取得して、その取得した資産の貸付けを行う節税スキームを封じ込めるといいます。

令和4年度改正により対象資産の範囲が見直された制度

- ・少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度（法令133）※取得価額が10万円未満の減価償却資産が改正の対象
- ・一括償却資産の損金算入制度（法令133の2）
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例（措法67の5）

令和4年4月1日以後に取得する「貸付けの用に供した資産」については各制度の適用対象外とされました。ただし、適用対象外となる「貸付け」の範囲から「主要な事業として行われる貸付け」に該当するものは除かれます。

主要な事業として行われる貸付けの具体例

① 当該内国法人が当該内国法人との間に一定の支配関係がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の貸付け
グループ経営の一環として行う資産の貸付け等。子会社に資金がないことなどを理由に、親会社が資産（事務機器等）を購入し、その資産を子会社に貸し付けるケース。
② 当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け
下請け企業等の取引先に資産（工具等）を貸し付けるケース。中小企業投資促進税制に係る租税特別措置法関係通達42の6-8〈貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与〉を参照。
③ 継続的に当該内国法人の経営資源（事業の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け
通常の事業活動等の中で資産を貸し付けるケース。節税・租税回避等を目的に行う貸付けは対象外。
④ 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け
不動産賃貸業者等が賃貸物件等に付随して資産（家具等）を貸し付けるケース。

③の貸付けは、法令上、『継続的に当該内国法人の経営資源を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け』とされています。経営資源から「事業に関する従業者の有する技能又は知識」から「租税に関するもの」は除かれています。同改正の契機となった節税・租税回避スキーム等を指しています。つまり、「通常の事業活動等の中で行う貸付け」については、「主要な事業として行われる貸付け」に該当し、これまでどおり、制度を適用することができます。